

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 証券取引法第24条の2 第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成19年9月20日
【事業年度】 第101期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】 理研計器株式会社
【英訳名】 RIKEN KEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小井土 武
【本店の所在の場所】 東京都板橋区小豆沢2丁目7番6号
【電話番号】 03（3966）1121（代表）
【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 松本 哲哉
【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区小豆沢2丁目7番6号
【電話番号】 03（3966）1128
【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 松本 哲哉
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第101期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文及び(1)～(4) <省略>

(訂正後)

前文及び(1)～(4) <省略>

(5)取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

(6)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(7)自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。